

平成 25 年 11 月 19 日

## 療育・教育の総合センター基本構想案 骨子案

## 第 1 章 現状と課題

## 1. 背景・経緯

平成 24 年 4 月 1 日に改正児童福祉法が施行された。これにより障害児支援については、これまで施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されていたが、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化された。

ここでは、障害者自立支援法による児童デイサービス、児童福祉法による知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設などの通所サービスが、児童福祉法に基づく障害児通所支援とされ、その中の項目として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が挙げられている。また、知的障害児施設、肢体不自由児施設などの入所サービスは障害児入所支援とされ、その中の項目として、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設が挙げられている。また、児童発達支援センターについては、地域支援を提供するための実施体制の整備などに一定の期間を要すると考えられることから、平成 27 年 4 月を目途に整備することとされている。

こうした中、逗子市においても、以前から地域の療育の中核を担う施設を求める声が多く、JR 逗子駅前のアクセス性の高い場所における民間ビルの建替えに伴い、同ビルのワンフロアに、通所利用の障がい児やその家族に対して支援を行うとともに、教育とも連携しつつ地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行うといった、地域の中核的な支援施設（療育・教育の総合センター）を設置及び開設に向けて検討を進めている状況である。

## 2. 現状

- (1) 本市療育推進事業は、昭和 45 年(1970 年)に「精神薄弱児生活訓練会」を現在の福祉会館で実施したことを始まりとして、昭和 57 年(1982 年)には母子保健システムにおける乳幼児健診後のフォロー教室と連動し、その後昭和 62 年(1987 年)には療育相談室を設置し心身障害児通園事業をスタートして現在に至っている。同事業は障がいの軽減や社会での生活能力の向上を図り、障がいのある者（児）が生涯を通じて安心できる地域での生活を実現することを目的としている。現在は、「療育相談室運営事業」と「心身障害児通園事業」を核とし、逗子市社会福祉協議会に事業委託している。
- (2) 療育相談室運営事業は、心身の発達に心配のある子どもの早期発見、早期療育を促すため、子どもとその保護者に対し、専門職による発達相談を設け、必要に応じた評価、経過観察、訓練及び指導等を行っている。その他、通園事業や支援関係機関との連携・調整や整形外科医、精神科医による相談を行っている。
- (3) 心身障害児通園事業では、就学前の在宅の心身障がい児及び心身の発達に心配のある

子ども及びその保護者が一緒に通園する「親子教室」を開設している。また、親子教室のほかに、プレ親子教室を開設している。これらの教室では、保育士、臨床心理士が目的別のグループによる遊びや活動、相談等を通して、子どもに対する日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練、家庭における対処方法、その他保護者からの相談等を通園の方法で行っている。

- (4) 本市におけるこれまでの療育推進事業は、未就学児（0～5歳）を対象の中心としている。現在、療育相談室の1ヶ月当たり平均相談者数は23.8人、通園事業の1ヶ月当たり平均在籍児童数は30.6人となっており、未就学児数2,698人（平成23年4月1日現在）に対する割合は、いずれも1%前後にとどまっている。過去の全国小学校教師へのアンケート調査において学習に支援の必要な児童が6～7%在籍している可能性を示唆していることと比較すると、専門的支援を必要としていながら利用に繋がっていない子どもとその保護者が相当数存在することが推測される。

### 3. 課題

こうした現状の中、少子高齢化、核家族化が進み、地域社会や家族の様相も大きく変化し、更に発達に心配のある子どもが全国的にも増えてきている今日において、こうした子ども達への支援には、これまでとは異なる新たな考察や手法・体制が求められてきており、そのために次に掲げる事項が課題となっている。

- (1) 現在の療育の多くは就学前までの乳幼児を対象としているが、その専門性については必ずしも十分であるとは言えない。
- (2) また、就学後の学齢期の支援については、社会的な資源についても十分とはいえない。
- (3) 子育て部門、相談支援事業所、療育相談など相談窓口が一元化されていないため、どこに相談すればよいのかわかりづらく、また保護者のニーズに必ずしも応えられていない。
- (4) 支援の必要な子どもの状況を把握し、必要な支援を早期から進めていくことはもとより、保護者が発達の遅れや障がいを理解し受け入れ易くするための配慮が必ずしも十分ではない。
- (5) 障がいについての地域社会の理解及び幼稚園・保育園といった地域の関係機関への支援が、必ずしも十分とは言えない。
- (6) 幼稚園・保育園及び学校と療育の連携が必ずしも十分とは言えない。
- (7) 現行の療育事業のスペースは必ずしも十分ではなく、また立地についても必ずしも利便性の良い場所に設定されているとは言えない。

## 第2章 療育・教育の総合センター基本方針

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 子育て支援の充実

ア 障がい児だけでなく、発達に心配のある子どもなど、子育てしにくい子ども

もについて、包括的に子育て支援をしていく。

- イ 子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもが、現在及び将来ともにその持てる力を十分に発揮した生活が営めるように総合的な支援を行う。
- ウ 育てにくい子どもを持つ保護者に対して、子どもへの理解を進め、安心して前向きに子育てができるよう総合的に支援を行う。

## (2) 対象年齢の拡大

- ア これまで就学前までを対象としていたが、それを18歳までに拡大し、就学後の支援体制を強化することで、切れ目のない支援を行う。
- イ 18歳以降についても相談機能の中で次の支援へ確実につなげていけるようにする。
- ウ これらにより、ライフステージに応じた継続的な支援が可能となり、一貫したサービスの提供を実現する。

## 2. 重点的に取り組む事項

### (1) 相談機能の充実

- ア 学齢期も含め、療育・教育の総合センターにおいてワンストップでの相談受け付けを可能にし、相談しやすく課題解決できる体制づくりを行うことで、保護者及びきょうだい児を含めた家族への支援及び障がいに対する理解や受容につなげるなど、保護者の幅広いニーズに応じることを可能にする。  
なお、学齢期の相談については、療育センターは地域・家庭の相談に対応し、学校教育の相談は教育へつなぐことで役割分担をする。
- イ 療育・教育の総合センターを療育に関する情報センターとして位置づけ、講座や勉強会など、必要な情報の収集及び発信をし、制度や社会資源も含め就学後についても、ライフステージごとに必要な情報提供ができるようにする。
- ウ 子どもや保護者が地域生活を送るうえでの困難をできるだけ改善、軽減できるように、また、安心して地域で生活できる環境を整備するために、幼稚園・保育園など地域関係機関の支援をさらに充実させる。

### (2) 療育機能の充実

- ア 幼児期の療育について、必要頻度の確保、集団・個別を組み合わせた療育プログラムの提供など、新たな療育体制の構築をはかる。

- イ 相談・指導等にあたる専門的知識を有する人材の確保と養成をすることで、療育の専門性を向上させるとともに、通園に通う子どもの保護者支援のレベルアップをはかる。
- ウ 教育との連携を強化し、保護者が戸惑い悩みの深い就学前後に必要となる調整や、就学後の支援体制がよりきめ細かく整えられるよう、教育委員会等との支援体制を構築をはかる。

### (3) 医療機能の充実

- ア 保護者の認識を深め、子どもへの適正な支援計画をつくるためにも、正確な診断を含む医療の関与の機会を確保する。
- イ 学齢期も含め、どの段階においても、適正な医療の関与を受けられるようにする。

## 第3章 逗子市の支援教育の取り組み

## 第4章 提言